

第1回議員政治倫理審査会記録

開催日	令和3年9月8日(水)	場所	寒河江市議会議場
出席委員	委員長 後藤 健一郎 委員 柏倉 信一 委員 安孫子 義徳	副委員長 沖津 一博 委員 佐藤 耕治 委員 太田 陽子	
欠席委員	なし		
委員外出席議員	議長職務代行者 木村 寿太郎		
議会事務局出席者	局長 高林 雅彦 主幹 東海林 茂美 主査 小野 孝子		
会議時間	午後1時00分 ~ 午後1時18分		
会議内容	1 開会 2 議長職務代行者あいさつ 3 正副委員長の互選について 4 調査請求内容について 5 その他 6 閉会		

1 開会

高林局長：どうもご苦労さまでございます。ただいまから第1回寒河江市議会議員政治倫理審査会を開会いたします。この審査会にあたり、山形新聞から録音及び撮影の申し出が出ておりますので許可しております。はじめに今回の審査会の議長職務代行者である木村寿太郎議員よりあいさつをお願いいたします。

2 議長職務代行者あいさつ

木村議長職務代行者：皆さんこんにちは。皆様ご承知のとおり、令和3年8月10日付けで寒河江市議会議員政治倫理条例第5条に基づく調査請求が提出されており、議長、副議長ともに調査対象となっておりますので、同条例第11条の規定によりまして、この件に関しましては、年長議員の私が議長の職務を代行させていただくことになりました。同条例第6条に基づき、8月26日に議会運営委員会を開催し、寒河江市議会議員政治倫理審査会の設置を決定し、本日ご出席の6名の委員を選任いたしております。今回は設置後初めての審査会でありますので、私から招集をさせていただきました。本日は、まず正副委員長の互選から行っていただくこととなりますが、今後、請求のあった内容について慎重に審査をしていただき、最後に審査結果を報告していただきますようお願い申しあげ、一言、ごあいさつとさせていただきます。

高林局長：ここで、木村議長職務代行者は退席いたします。

(木村 議長職務代行者 退席)

3 正副委員長の互選について

高林局長：初めての寒河江市議会議員政治倫理審査会でありますので、委員のうち年長の沖津一博委員に臨時委員長をお願いいたします。

(沖津一博委員 委員長席へ)

沖津臨時委員長：皆さんこんにちは。初めての寒河江市議会議員政治倫理審査会でありますので、委員長が互選されるまでの間、年長である私が委員長の職務を行いますので

暫時の間ご協力をお願いしたいと思います。それでは、座らせていただきます。ただいまから寒河江市議会議員政治倫理審査会を開会いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。正副委員長の互選についてを議題といたします。これより委員長の互選を行います。お諮りいたします。委員長の互選については、指名推選によることとし、私から指名したいと思います。これが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

沖津臨時委員長：御異議なしと認めます。では、私から委員長には後藤健一郎委員を指名いたします。これが御異議ありませんか。

(異議ありの声)

沖津臨時委員長：異議がありますので、後藤健一郎君。

後藤委員：私、今、委員長へというご推挙をいただいたわけなんです。現在、私、総務産業常任委員会の委員長を拝命しており、また、議会改革・活性化検討委員会の委員長も拝命しております。2つの委員長職、今拝命しておりますので、これ以上委員長職という3つの委員長職と・・・多分今までない、それこそ前代未聞の人事になるかと思うんですけれども、何故あいつばかりに役職が偏ってるんだというような市民からのご指摘等をいただくと非常に悪いと思いますので、私としては、例えば、この中で期数が私多いわけでもありませんし、年齢でいうと一番下でございますので、私の委員長は辞退させていただきたいと思います。

沖津臨時委員長：このことについては、先般の議会運営委員会の席で内定をしていることでもありますので。後藤委員。

後藤委員：議会運営委員会で内定したのは、あくまでもこのメンバーということで、6人の委員についての内定は、確かに議会運営委員会でなされております。今日は第1回目の審査会ということで、正副委員長は今互選をしておりますので、内定は議運ではしていないと思います。

沖津臨時委員長：議会運営委員会前の代表者会議の中で議論になって、後藤議員しか適任者はいないのではないかということで、代表者会議で後藤健一郎議員が所属する代表者の方も、自分のところの後藤健一郎議員が委員長をすることで了解済みでありまして、それで、議会運営委員会で内定をしたということでもありますので、是非ですね、委員長をお引き受けをいただきたいと。先ほど、総務産業委員長とか、議会改革の委員長もしたということでもありますけども、それとこの審査会の委員長は全く別物でありますので、委員長3つということには当たらないのではないかなというふうに思いますので、お引き受けをしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。柏倉委員。

柏倉委員：後藤委員、ご心痛お察し申しあげるところなただけども、これまでも寒河江市議会の議会内の役職を決めるセオリーっていうか、パターンがあって、今回改選期のときにもいろいろ話出たとおり、まず会派優先で決めましょうやというようなこと。それから、今までだったら会派が一つしかなかったから、全員協議会で議論をして、で、最終的に全協で決めた。まあ、確認たなね。今回の場合は、ちゃんとしっかり4つあるってことで、当然のことながら、詰めていくやり方として代表者会で案を作って、代表者会で了解して初めてその次の行動に移るってことで、代表者みんなが了解した話でもあるし、後藤議員が年齢的に若いとか、役職3つでしんどいとかいうのは確かにあつかもしないけども、そういうセオリーを経過してここまで来たものだから、みんなが了解した後藤議員ということになったんで、それは確かに3つの役職こなすのは大変だがもしないけども、今回は引き受けてもらわんなねんだね。それと、その審査案件の内容も加味した中で、後藤議員てなことになったわけで、当事者が会派の中さいる人の場合であれば、やっぱり中立性、公平性ってこと考えると、それもいかなもんかと。だから、いろんな意味から考えて後藤議員てなったんだから、そこはなんとか了解して務めていただがんなねんだなっす。

沖津臨時委員長：よろしいですか。

後藤委員：わかりました。

沖津臨時委員長：それでは、委員長には後藤健一郎委員が選出されました。委員長よりごあ

いさつをお願いいたします。

(後藤委員長 委員長席に異動)

後藤委員長：ただいま委員長に指名推選いただきました後藤でございます。初めての審査会ですし、いろいろ内容も大変かと思いますが、精一杯務めたいと思いますので、進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。それでは、副委員長の互選を行いたいと思います。お諮りいたします。副委員長の互選については、指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

後藤委員長：御異議なしと認めます。それでは、私から副委員長には沖津一博委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

後藤委員長：御異議なしと認めます。よって、副委員長には沖津一博委員が選任されました。副委員長よりごあいさつをお願いいたします。

沖津副委員長：ただいま副委員長に互選されました沖津一博でございます。委員長を補佐してですね、スムーズな審議ができるように協力をしていきたいというふうに思いますので、よろしくようお願い申し上げます。

4 調査請求内容について

後藤委員長：それでは、次第に沿って進めてまいります。4番の調査請求内容について、事務局から説明をお願いいたします。

高林局長：調査請求内容についてご説明申し上げます。寒河江市議会議員政治倫理調査請求書は、令和3年8月10日に、渡邊賢一議員、荒木春吉議員、太田芳彦議員、鈴木みゆき議員の4名の連署により、國井輝明議長宛てに提出されております。これは、寒河江市議会議員政治倫理条例第5条の規定により、調査を請

求されたものであります。調査請求対象議員は、國井輝明議長、伊藤正彦副議長及び古沢清志議会運営委員長兼ねて決算特別委員長の3名であります。調査請求の対象となる事由につきましては、寒河江市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号『品位を損なう行為又は議員に対する市民の信頼を損なう行為をしないこと』の違反であります。調査請求の対象となる事由の内容につきましては、『議会の責任者として公平・公正な立場で議会運営にあたるべき國井輝明議長とその補佐役である伊藤正彦副議長が、古沢清志議会運営委員長兼ねて決算特別委員長の同居する長男が経営するコンビニエンスストアから本人の雇用等、利益供与を受けている実情は、市民から疑念を持たれる行為であり、議会に対する信頼を失墜させる行為である。』というものです。調査請求の対象となる事由を証する資料としては、『令和3年8月4日午後1時30分に寒河江市議会議長室において、令和の会代表 柏倉信一議員、同幹事長 太田芳彦議員、国民・立憲民主クラブ代表 沖津一博議員、同幹事長 渡邊賢一議員が國井輝明議長本人より市民の疑念に対する事実確認を行い、次の点が明らかになった。①議長就任前の約4年前より古沢議員の同居する長男が経営するコンビニエンスストア（セブンイレブン山形江南2丁目店）においてアルバイト店員として就職し、雇用されているが、議長就任後も引き続き勤務している。勤務形態は、議長として公務のない日の朝6時から9時までのパートタイムである。②伊藤副議長も副議長就任前の約4年前より同店舗においてアルバイト店員として就職し、雇用されているが、副議長就任後も引き続き勤務している。』以上が寒河江市議会議員政治倫理調査請求書の内容でございます。

後藤委員長：はい、ありがとうございます。以上が調査請求内容でございます。今後、この審査会は、寒河江市議会議員政治倫理条例第7条の規定により、今回付託された事案について、当該請求の適否、つまり、政治倫理審査会でこれを議論していくかどうかという当該請求の適否ですね、及び当該請求に係る政治倫理基準違反の存否及び調査請求の対象となっている議員への措置について、審査を行うこととなりますのでよろしくお願いいたします。

5 その他

後藤委員長：5、その他。その他として皆さんから何かございますか。柏倉委員。

柏倉委員：次回の会合はいつになる予定ですか。

後藤委員長：事務局長。

高林局長：本日、委員長並びに副委員長が選出されましたので、協議のうえ、追って日程の方についてはお知らせしたいと思っております。

後藤委員長：柏倉委員。

柏倉委員：わかりました。1点、この次の、まあいつに設定なるのかですけれども、協議する場を迎えるにあたって、一つ検討していただきたい事項がございます。ご案内のとおり、政治倫理条例7条の5かな。これは全会一致が前提であるというふうに書いているわけで、審査の内容からして全会一致というのはかなり難しいのかなと。今9月議会の定例会の会期中です。例えば、3分の2以上の議決、過半数の議決、条例改正できないわけではないので、それ一番最初の検討事項かなというふうに思っています。皆さんいろいろとお考えがあらうかと思えますので、今すぐこの場で結論出せるものではないと思いますが、次回の会合までちょっと検討すべきではないかなというふうに思います。

後藤委員長：はい、そういうご意見ということでよろしいですか。皆さんからその他ご意見ありますか。

(なし)

後藤委員長：では、今の点については、こういったご意見があったということで皆さんにお伝えさせていただきたいと思えます。ただ、その他、これまで決めた事柄がありますので、それをこの審査会だけで決めることができるのかどうかということもあらうかと思えますので、その点についてはしっかりと審議をさせていただきたいと・・・ まあ、私が審議するわけではなくて、皆さんとということになると思いますが、そのようにさせていただきたいと思えます。事務局からその他ございますか。事務局長。

高林局長：この審査会の審査概要につきましては、委員長及び副委員長から確認を得ながら、ホームページで公表していきたいと考えておりますので、よろしくお願

いたします。また、次回の審査会の日程については、先ほど申しあげましたとおり追ってご連絡をいたします。

6 閉会

後藤委員長：それでは閉会をお願いいたします。

高林局長：それでは、以上をもちまして第1回寒河江市議会議員政治倫理審査会を閉会いたします。

議員政治倫理審査会臨時委員長 沖 津 一 博

議員政治倫理審査会委員長 後 藤 健一郎